

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会
フォローアップ計画書

(有明アリーナ)

平成 29 年 1 月

東 京 都

目 次

1. 東京 2020 大会の正式名称	1
2. 東京 2020 大会の目的	1
3. 東京 2020 大会の概要	2
4. 有明アリーナの計画の目的及び内容	3
4.1 目的	3
4.2 内容	3
4.3 有明アリーナの計画の策定に至った経過	30
5. フォローアップ計画	31
5.1 大気等	31
5.2 生物の生育・生息基盤	39
5.3 生物・生態系	41
5.4 緑	43
5.5 騒音・振動	45
5.6 景観	49
5.7 自然との触れ合い活動の場	55
5.8 歩行者空間の快適性	58
5.9 水利用	60
5.10 廃棄物	61
5.11 エコマテリアル	64
5.12 温室効果ガス	65
5.13 エネルギー	66
5.14 土地利用	67
5.15 安全	68
5.16 消防・防災	71
5.17 交通渋滞	72
5.18 交通安全	74
5.19 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況	76
5.20 フォローアップ報告書の提出時期	76
6. その他	81
6.1 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過	81
6.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合に あつては、その委託を受けた者の氏名及び住所	81

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

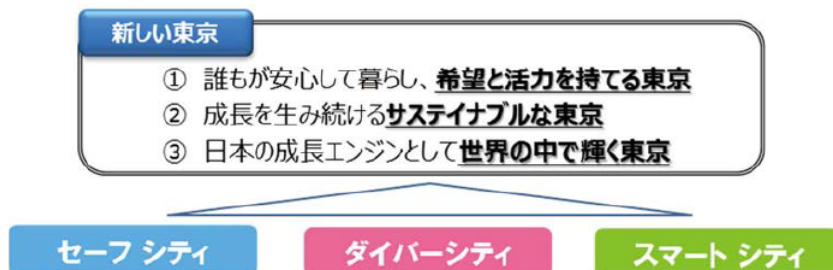


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

4. 有明アリーナの計画の目的及び内容

4.1 目 的

有明アリーナは、東京2020大会において、オリンピックのバレーボール、パラリンピックの車椅子バスケットボール（決勝）会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設としていくことを想定している。

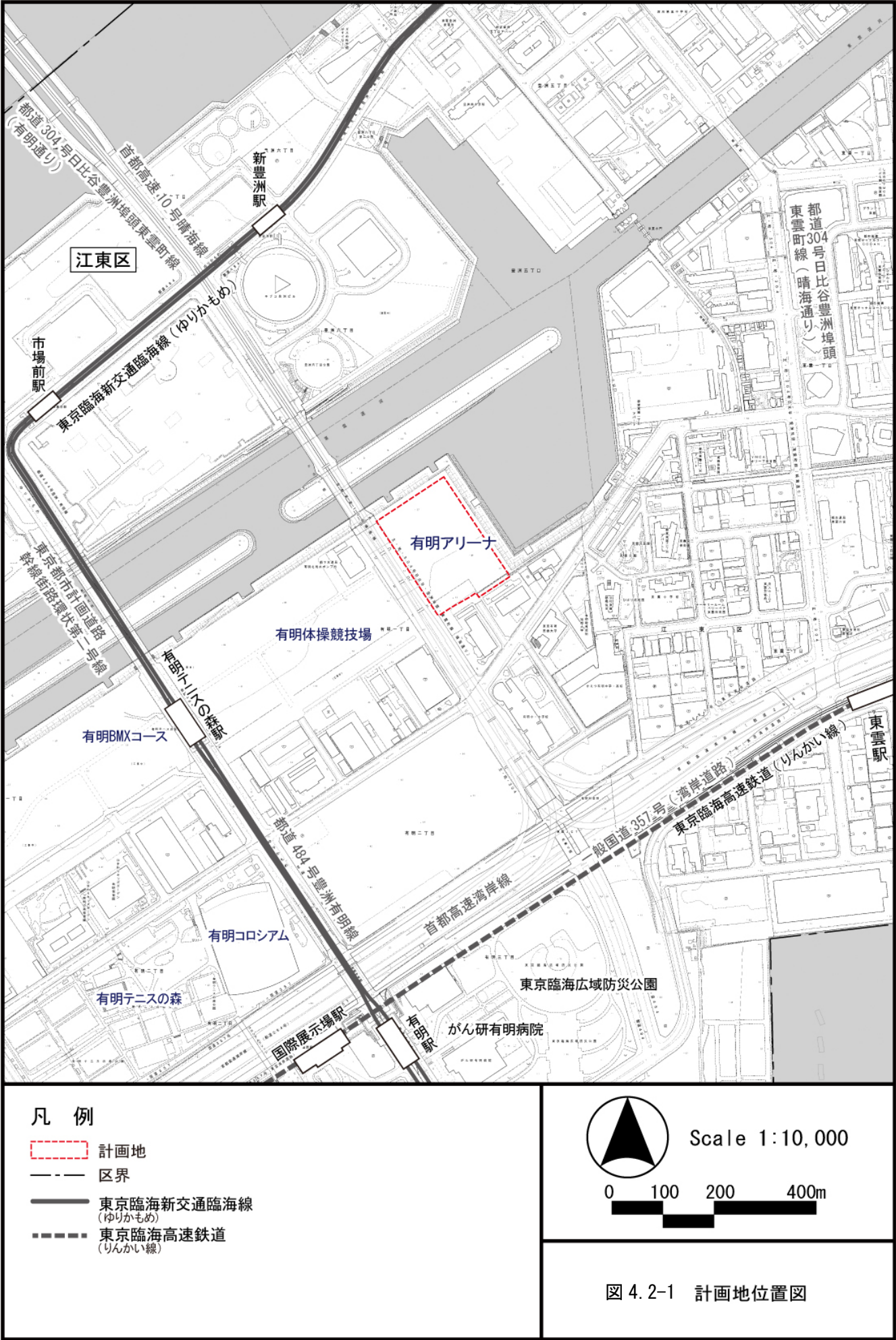
本事業は、東京2020大会及び後利用の施設整備のため、有明アリーナの新設を行うものである。

4.2 内 容

4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明一丁目9番にあり、計画地面積は約36,600m²である。

また、計画地の西側には、体操（オリンピック）及びボッチャ（パラリンピック）のための有明体操競技場、自転車競技（BMX）のための有明BMXコースが整備される計画である。





4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区地区計画に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改訂」（平成26年12月 東京都）では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共共益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

平成27年8月1日現在の江東区の人口は約50万人であり、世帯数は約25万世帯である。¹

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口（昼間人口）が夜間人口を上回っており、江東区有明一丁目においては昼間人口が夜間人口に比べてやや高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明一丁目においては運輸業、郵便業の事業所が17事業所、運輸業、郵便業の従業者数が約1千人となっている。³

¹出典：「江東区の世帯と人口（住民基本台帳による）」（平成27年11月1日参照 江東区ホームページ）
<https://www.city.koto.lg.jp/profile/koto/5353/15817/file/20150801.pdf>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成27年11月1日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成27年11月1日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

4.2.3 事業の基本構想

(1) 運営の基本方針

運営の基本方針は、以下のとおりである。

① 質の高いスポーツ観戦機会等の提供

- ・国内外の主要な競技大会の会場として、質の高いスポーツ観戦機会等を提供するとともに、首都東京の魅力を創出するスポーツの場として世界に発信していく。
- ・メインアリーナについては、一定期間、スポーツ床期間（仮設のスポーツフロア）を設定する。

② 魅力的なエンターテインメントの場の提供

- ・コンサート等の文化イベントの開催など、都民に夢と感動を与える機会を創出していく。

③ 身近なスポーツ施設としての機能の発揮

- ・魅力的なスポーツ実践の場として、サブアリーナや諸室等を活用し、都民が日常的にスポーツに親しめる環境を提供していく。

④ 多様なコミュニティの場の提供

- ・サブアリーナや会議室等の一般利用や、交流広場を活用したイベント、付帯施設の適切な配置により、様々なシーンでの利用を図り、各種コミュニティの活性化に貢献していく。

⑤ 施設周辺との連携によるにぎわいの創出

- ・施設周辺の親水空間や近隣施設と連携した各種事業を実施し、様々な人が集い交流し、にぎわいを創出する空間を提供していく。

4.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

有明アリーナの配置計画図、断面図及びイメージ図は、図 4.2-2～図 4.2-4 に示すとおりである。

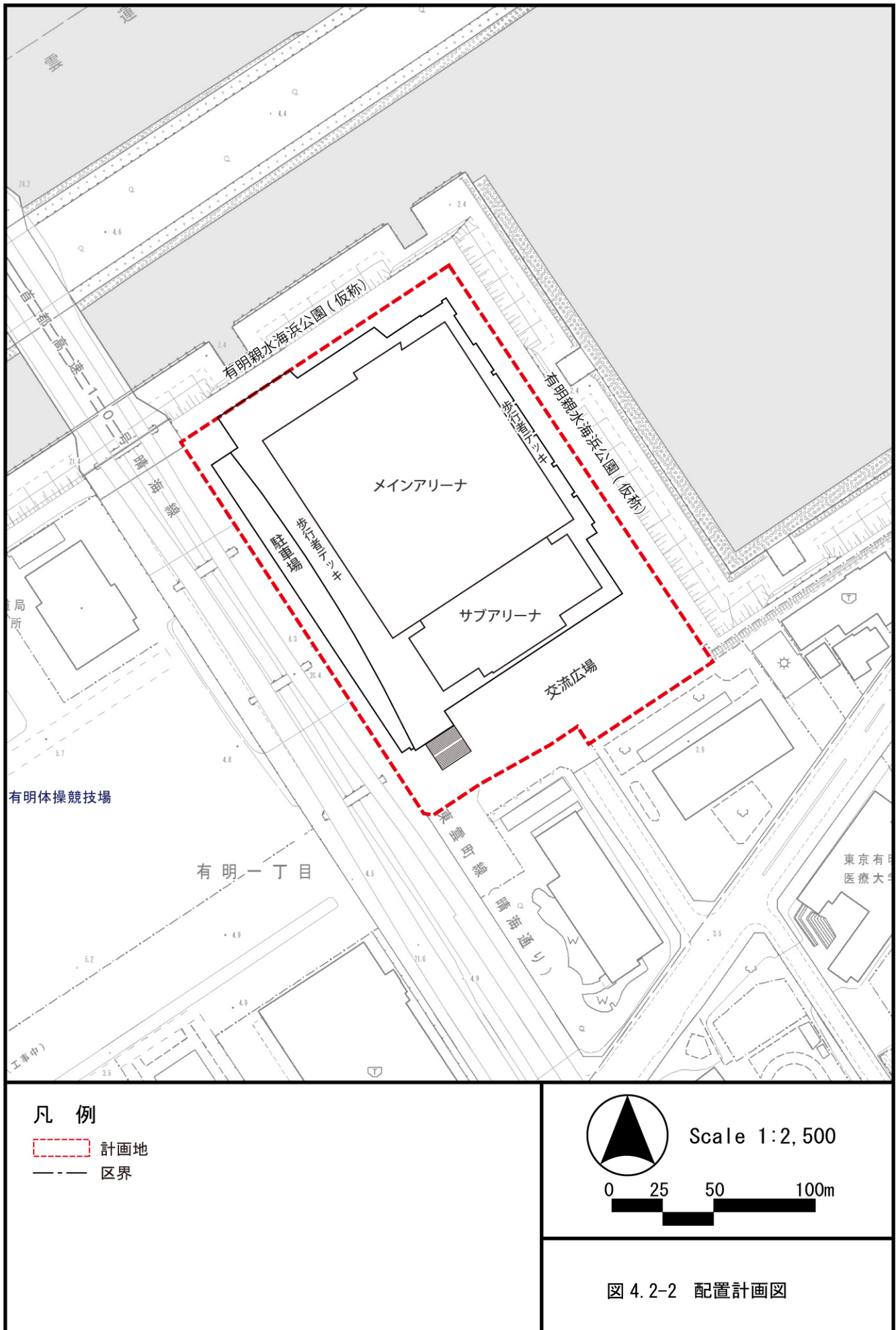
敷地北側と東側に広がる水辺空間を生かすこと、及び敷地南側の住宅市街地との調和を図る観点から、メインアリーナを北側、サブアリーナ等を南側に配置する。サブアリーナ等の南には、まとまった屋外空間として交流広場を設ける。建物外周の 2 階レベルには、敷地北西部で有明通りと繋がる歩行者デッキを設け、駐車場を敷地西側 1 階レベルに配置し、歩車分離に配慮する計画である。メインアリーナの主出入口は、歩行者デッキを通った建物 2 階北側に、サブアリーナの主出入口は、交流広場を通過して建物南側 1 階に設ける。有明親水海浜公園（仮称）へは、歩行者デッキ及び交流広場を通過してアクセスすることができる。

また、東京 2020 大会時には、屋外に仮設の運営施設等を設置する予定であるが、詳細は未定である。

表4.2-1 有明アリーナの概要（予定）

項 目	内 容
敷 地 面 積	約 36,600m ²
建 築 面 積	約 25,400m ²
延 床 面 積	約 47,300m ²
最 高 高 さ	約 40m
階 数	地上 5 階
構 造	RC 造、一部 S 造・SRC 造
駐 車 台 数	約 150 台

4. 有明アリーナの計画の目的及び内容



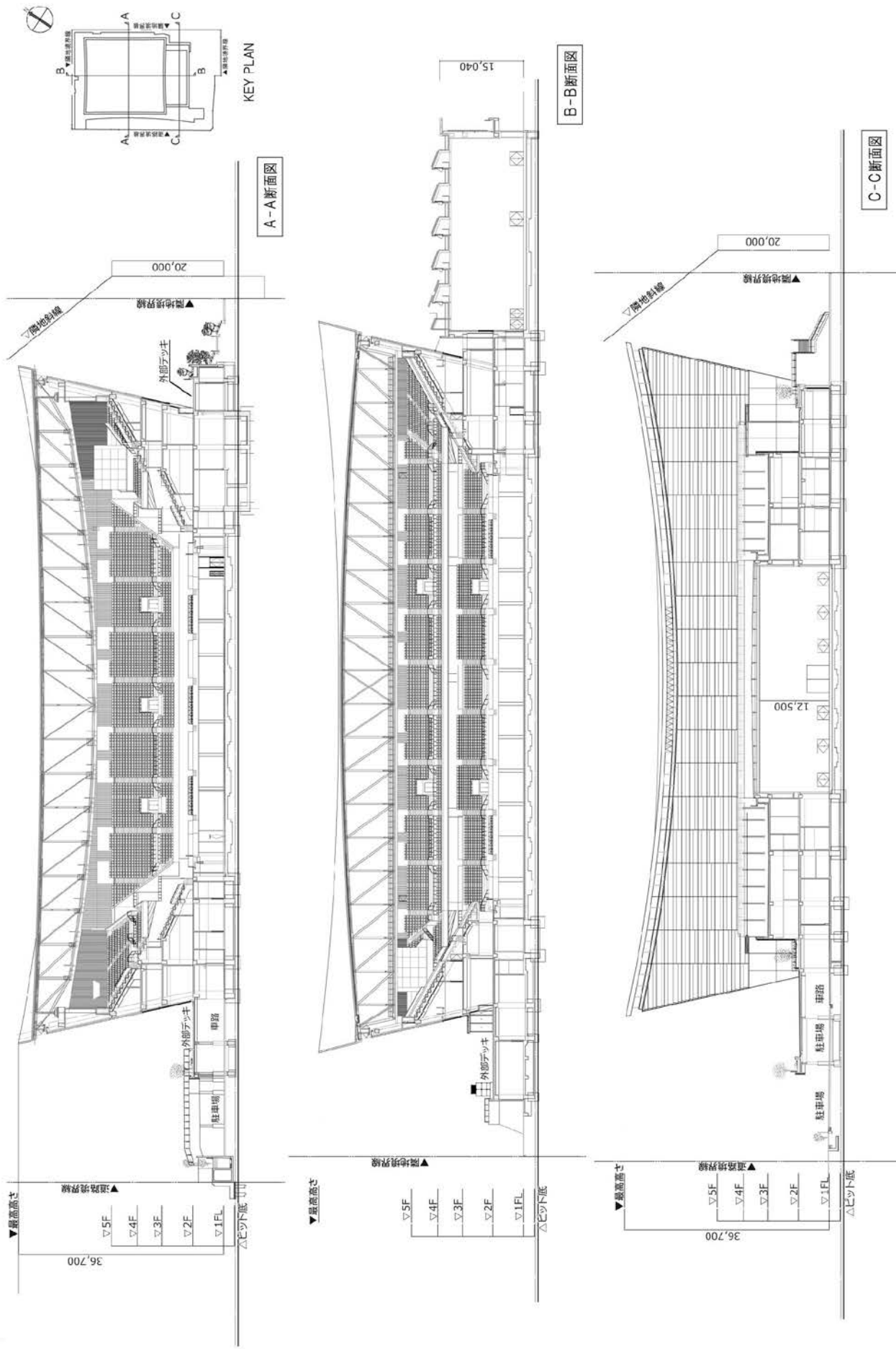


図 4.2-3 断面図



図 4.2-4 イメージ図

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

後利用時における施設の発生集中交通量は、スポーツ大会等のイベント時において、約 1,100 台（台 T.E./日）程度となる計画である。

(3) 駐車場計画

駐車場計画は、図 4.2-2（p.19 参照）に示すとおりである。駐車場は、建物西側の 2 階デッキの下部に平面駐車場（約 150 台程度）を設ける計画である。

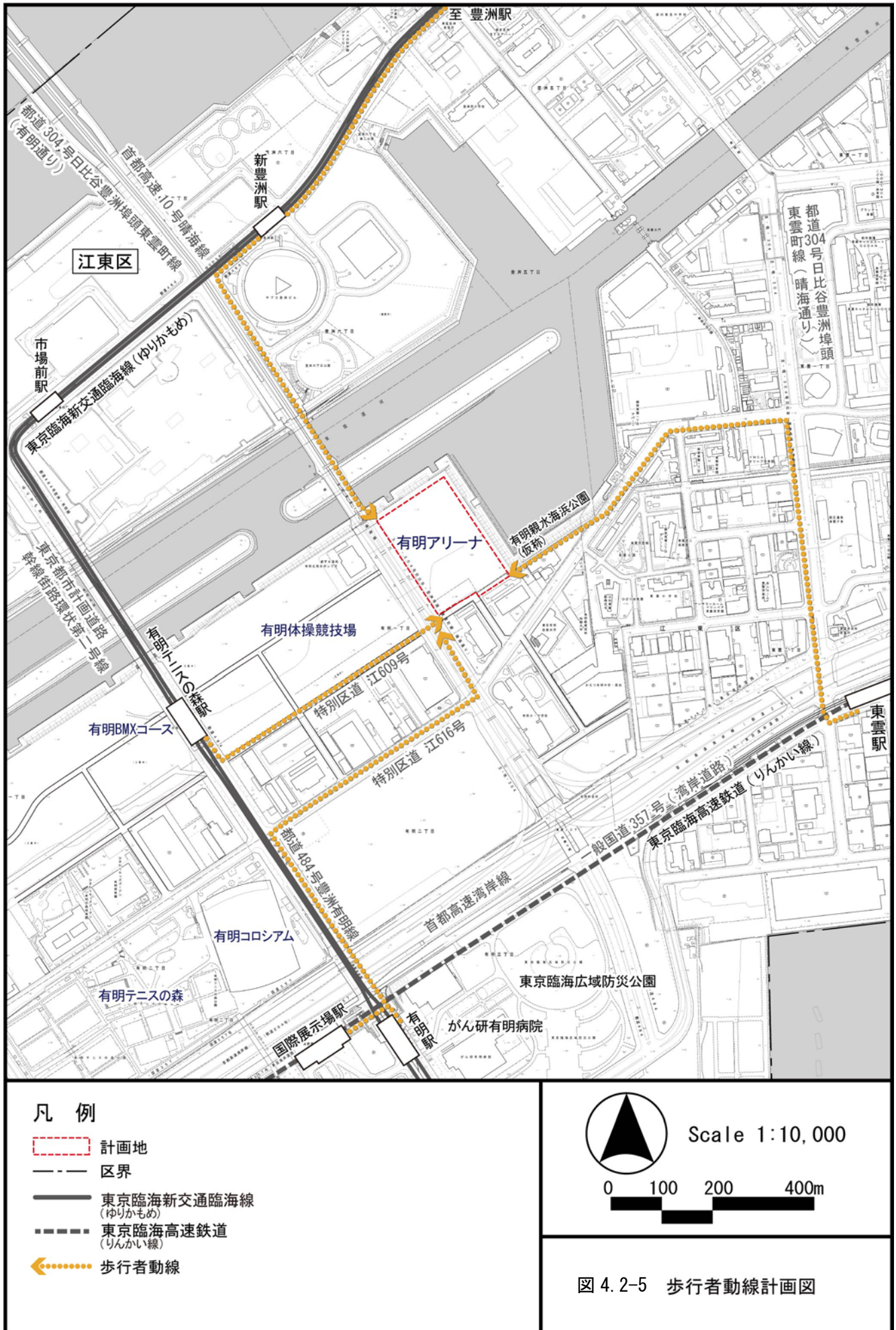
駐車場出入口は南側の特別区道 江 609 号から設けることに加え、大規模イベント時の大型車両等が入出庫するための出入口を西側の都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に設ける。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）の新豊洲駅、有明テニスの森駅及び有明駅、東京臨海高速鉄道（りんかい線）の東雲駅及び国際展示場駅がある。新豊洲駅や豊洲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を経て、有明テニスの森駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 609 号を経て、有明駅及び国際展示場駅からは、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道 江 616 号を経て、東雲駅からは、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（晴海通り）及び有明親水海浜公園（仮称）を経て計画地へアクセスする計画である。

4. 有明アリーナの計画の目的及び内容



(5) 設備計画

上水給水設備は、有明通り側水道本管より引き込み受水槽に接続する計画である。雨水は、スクリーン及び沈砂槽を介した後ろ過処理し、トイレ洗浄水、植栽灌水等として再利用する計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電（本線・予備電源）とする計画である。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備（コージェネレーション設備）の設置、電気使用量削減のため、太陽電池パネルを設置する計画である。主要熱源器は、ガスを熱源とする吸収式冷温水機とし、地中熱と太陽熱を利用する機器を組み合わせるシステムとする計画である。

(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）、江東区清掃リサイクル条例（平成11年江東区条例第34号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(7) 緑化計画

緑化計画は、表 4.2-2 及び図 4.2-6 に示すとおりであり、江東区みどりの条例（平成 11 年江東区条例第 36 号）における緑化基準（地上部緑化面積約 4,308m²、建築物上緑化面積約 2,332m²、接道部緑化延長約 223m）を満たす地上部緑化約 4,797m²、建築物上緑化約 2,359m²、接道部緑化約 235m を植栽する計画である。また、「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」（平成 27 年 3 月 東京都都市整備局）で示された基準を満たす計画である。樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都環境局）や立地条件等を踏まえ、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識して今後具体的に検討する。また、地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、有明通り側は、有明通りの緑と一体となる歩道状空地上の並木景観の形成、有明親水海浜公園（仮称）側は、公園と繋がりをもった緩やかな斜面景観の形成する計画である。計画地の南東側は、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファーとなる緑地等を行う計画である。

なお、緑化面積等は、今後の関係機関との協議により変更がありうる。

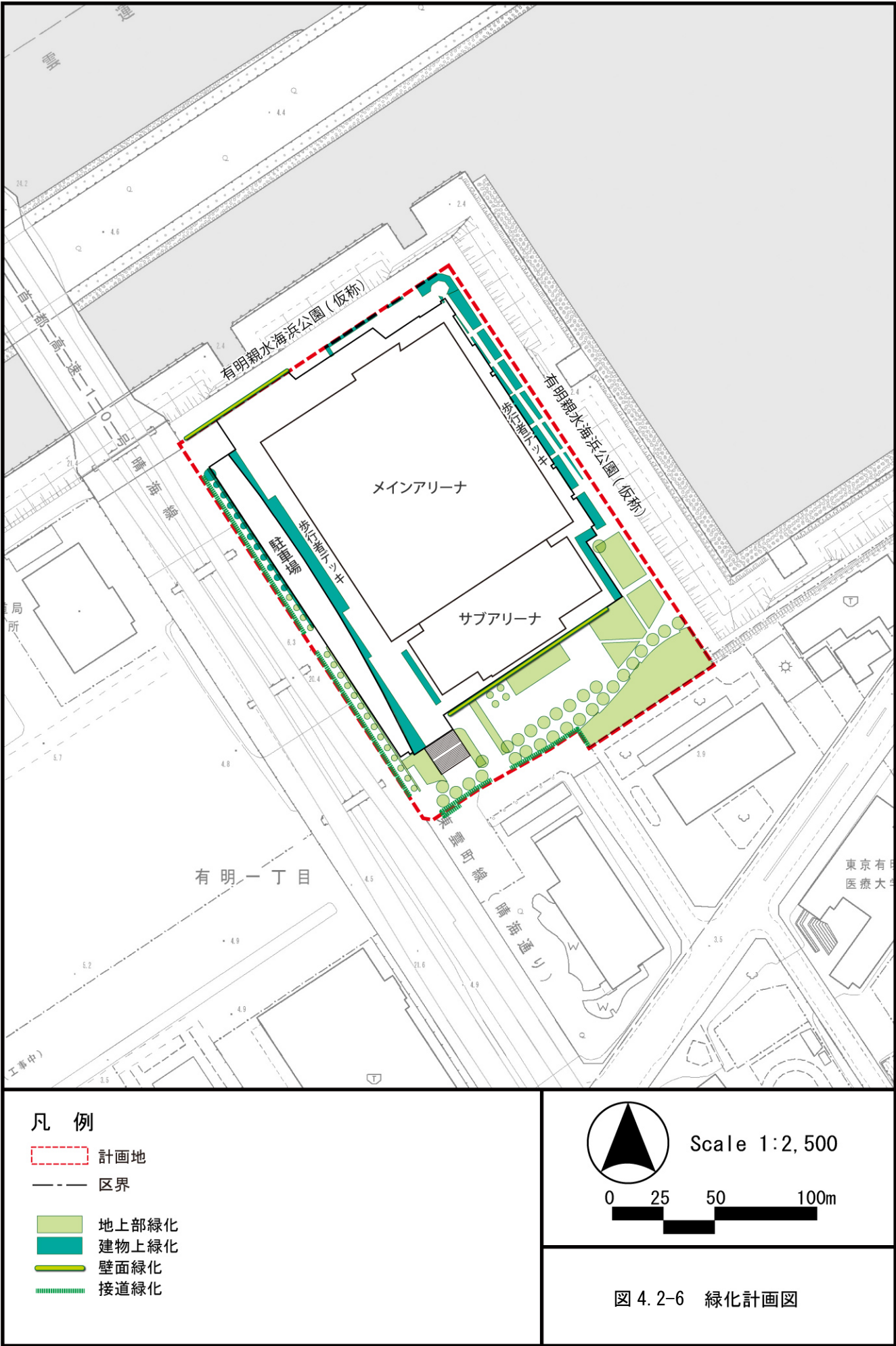
表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江東区みどりの条例	約7,156m ²	6,640m ²
東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準	約6,500m ²	6,493m ²

注1) 計画緑化面積は、基準等により算定対象や算定方法が異なるため、計画緑化面積は一致しない。

2) 計画緑化面積は、地上部緑化及び建築物上緑化の合計値を示す。

3) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。



注) 緑化計画については、関係機関との協議により変更がありうる。

4.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、今後、関係機関との調整により変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事も含めて平成 28 年度から平成 31 年度の 36 か月を見込んでいる。

工事工程は、表 4.2-3 に示すとおりである。

表 4.2-3 全体工事工程

工種/工事月		6	12	18	24	30	36
準備工事		■					
本体工事	地盤改良・山留工事	■					
	杭工事		■				
	掘削工事		■				
	基礎躯体工事		■				
	地上躯体工事			■	■		
	屋根鉄骨工事			■	■		
	仕上・設備工事				■	■	
	外構工事等					■	■

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。

2) 地盤改良・山留工事

本体工事着手前の地盤改良として、表層地盤改良を行う。また、山留工事を行う。

3) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設する。

4) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

5) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

6) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、地下ピット～1階床躯体構築、PCa鉄骨建方、地上鉄筋コンクリート工事及びPC段床設置工事を開始する。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行い、順次構築し、上階へ工事を進める。

7) 屋根鉄骨工事

構台を設置し、スライド工法によりメインアリーナの屋根架构建方を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いる。

8) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

9) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に躯体工事完了後に実施する。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用する計画とし、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）を通り、計画地へ出入場する計画である。

工事用車両台数のピークは、準備工事着工後 12 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 195 台/日、小型車 41 台/日、合計 236 台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4 に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

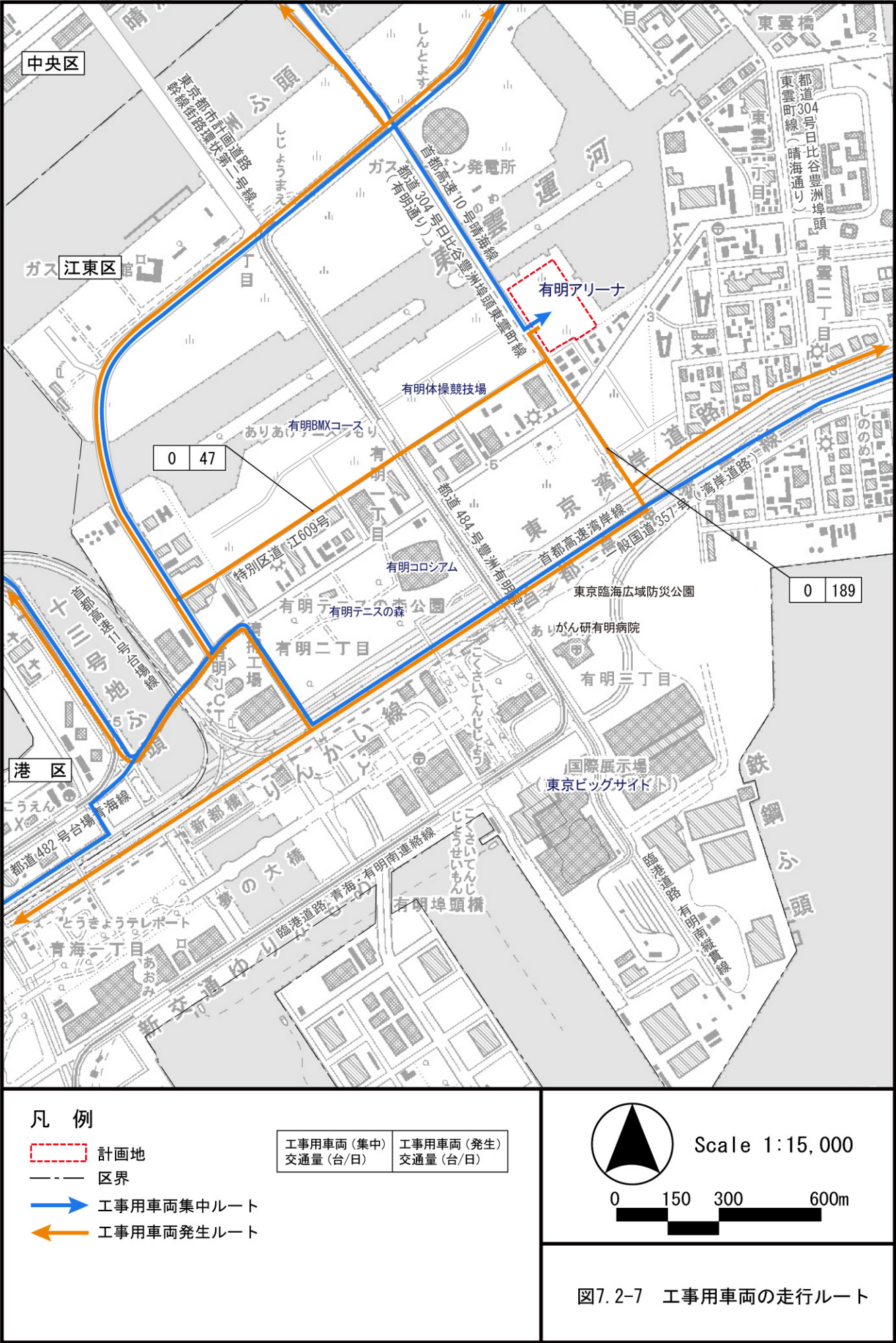
表4.2-4 主な建設機械（予定）

工 種	主な建設機械
準備工事	バックホウ
地盤改良・山留工事	サイレントパイラー、ブルドーザー、バックホウ
杭工事等	三点式杭打機、クローラークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
屋根鉄骨工事	ラフタークレーン、クローラークレーン
仕上・設備工事	ラフタークレーン
外構工事等	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー

注) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。

4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明アリーナは、平成 31 年度までに竣工し、テストイベント及び東京 2020 大会を行う計画である。また、東京 2020 大会開催後には、国際大会を含むスポーツ大会や各種イベントなどに利用できる新たなスポーツ・文化の拠点となる施設として広く一般に供用する計画である。



注) 工事車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。

4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-5(1)～(9)に示しておりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーションの導入を予定する。 ・ 太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・ 太陽光発電設備は、デジタルサイネージ設備と連携して、発電量の見える化による環境配慮・省エネへの取り組みを啓発するシステムとする。 ・ 都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画（コージェネレーション）とする。 ・ 蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 基礎工事等における建設泥土については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表4. 2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。 ・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの採用を検討する。 ・ 一部木造化・木質化を計画している。
	・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆ 大気汚染物質の更なる排出削減 ◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆ 生活環境問題の解決	・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する。 ・ 工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m)を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・ 東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・ 植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26年5月 東京都環境局)等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・ 地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。

表4. 2-5 (3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m）を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m）を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。

表4. 2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・ 公共施設におけるみどりの創出	・ 江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m)を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・ 東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・ 植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26年5月 東京都環境局)等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・ 地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・ 活力と魅力ある「水の都」づくり ・ 河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・ 形態を工夫し素材感のある外壁とする。 ・ 必要天井高さに合わせた反りのある断面形状とするほか、建物低層部の素材をガラスとし上部の素材と分け、より軽やかな印象に設えることで周囲への圧迫感を軽減するよう周辺の環境に配慮する。 ・ ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 ・ 通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ。 ・ 地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園(仮称)まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー(緩衝帯)となる緑地を整備する。 ・ 建物外観は水辺の開放な景観にあわせた白色系の色彩計画とするなど、水辺と緑及び周辺の建物と調和し、明るく清涼感のある印象となるよう配慮する。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度-平成27年度＞ (平成23年6月)	・ 3R施策の促進 ・ 適正処理の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表4. 2-5 (5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設泥土については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表4. 2-5(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーションの導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・太陽光発電設備は、デジタルサイネージ設備と連携して、発電量の見える化による環境配慮・省エネへの取り組みを啓発するシステムとする。 ・都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画（コージェネレーション）とする。 ・蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・基礎工事等における建設泥土については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。

表4. 2-5(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの採用を検討する。 ・一部木造化・木質化を計画している。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。 ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること	・形態を工夫し素材感のある外壁とする。 ・必要天井高さに合わせた反りのある断面形状とするほか、建物低層部の素材をガラスとし上部の素材と分け、より軽やかな印象に設えることで周囲への圧迫感を軽減するよう周辺の環境に配慮する。 ・ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 ・通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ。 ・地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー（緩衝帯）となる緑地を整備する。 ・建物外観は水辺の開放な景観にあわせた白色系の色彩計画とするなど、水辺と緑及び周辺の建物と調和し、明るく清涼感のある印象となるよう配慮する。

表4.2-5(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m)を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26年5月 東京都環境局)等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。
江東区一般廃棄物処理基本計画 (平成24年3月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g 基本指標2 区民1人あたり1日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g 基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表4. 2-5 (9) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区分別収集計画 (平成25年6月)	本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。 容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化対策実行計画 (平成22年3月)	環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。 [地球環境貢献目標] (H17(2005)年度比) ◆短期目標：平成26年度までに -10% ◆中期目標：平成32年度までに -20% ◆長期目標：平成62年度までに -80%	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーションの導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・太陽光発電設備は、デジタルサイネージ設備と連携して、発電量の見える化による環境配慮・省エネへの取り組みを啓発するシステムとする。 ・都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画(コージェネレーション)とする。 ・蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。

4.3 有明アリーナの計画の策定に至った経過

有明アリーナは、立候補ファイルにおいて、オリンピックのバレーボール、パラリンピックのシッティングバレーボール会場として利用するため、新設する計画とされた。（現在は、パラリンピックは車椅子バスケットボール（決勝）会場に変更されている。）

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、平成26年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

平成27年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、有明アリーナの基本設計について意見を聴取した。

さらに、平成28年5月に、前述のアドバイザリー会議の意見等を踏まえ、東京都としての施設運営計画（中間のまとめ）を公表し、本施設は、大規模なスポーツ大会やイベントの開催に加え、都民が日常的にスポーツに親しめる場、ウォーターフロントの景観を活かしたにぎわいと潤いのある東京の新たなスポーツ・文化拠点としていくこととした。

5. フォローアップ計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（有明アリーナ）」（平成 28 年 11 月 東京都）では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象に環境影響評価を実施している。一方、東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定のため、環境影響評価を実施せず、今後の計画の熟度に応じて、別途実施する予定としている。

そのため、本フォローアップ計画書では、東京 2020 大会の開催前、開催後を対象としたフォローアップ計画をとりまとめることとし、東京 2020 大会の開催中の環境影響評価及びフォローアップ計画は、別途実施する予定とする。

5.1 大気等

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 ・ 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測条件の状況	・ 気象の状況(風向・風速) ・ バックグラウンド濃度の状況 ・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する。 ・ 工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車施設を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、可能な限り計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・ 計画地周辺において同時期に行われる事業の事業者との情報共有を行う。

表 5.1-1(2) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	[建設機械に関するミティゲーション] ・排出ガス対策型建設機械（第二次基準値）を使用する。 ・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、可能な限り工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第三次基準値）の使用に努める。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる。 ・良質な燃料を使用する。 ・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないように徹底する。 ・建設機械は、定期的に整備点検を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。 ・建築工事に関する住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 [工事用車両及び建設機械に関する保全のための措置] ・大気汚染に関する住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 ・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

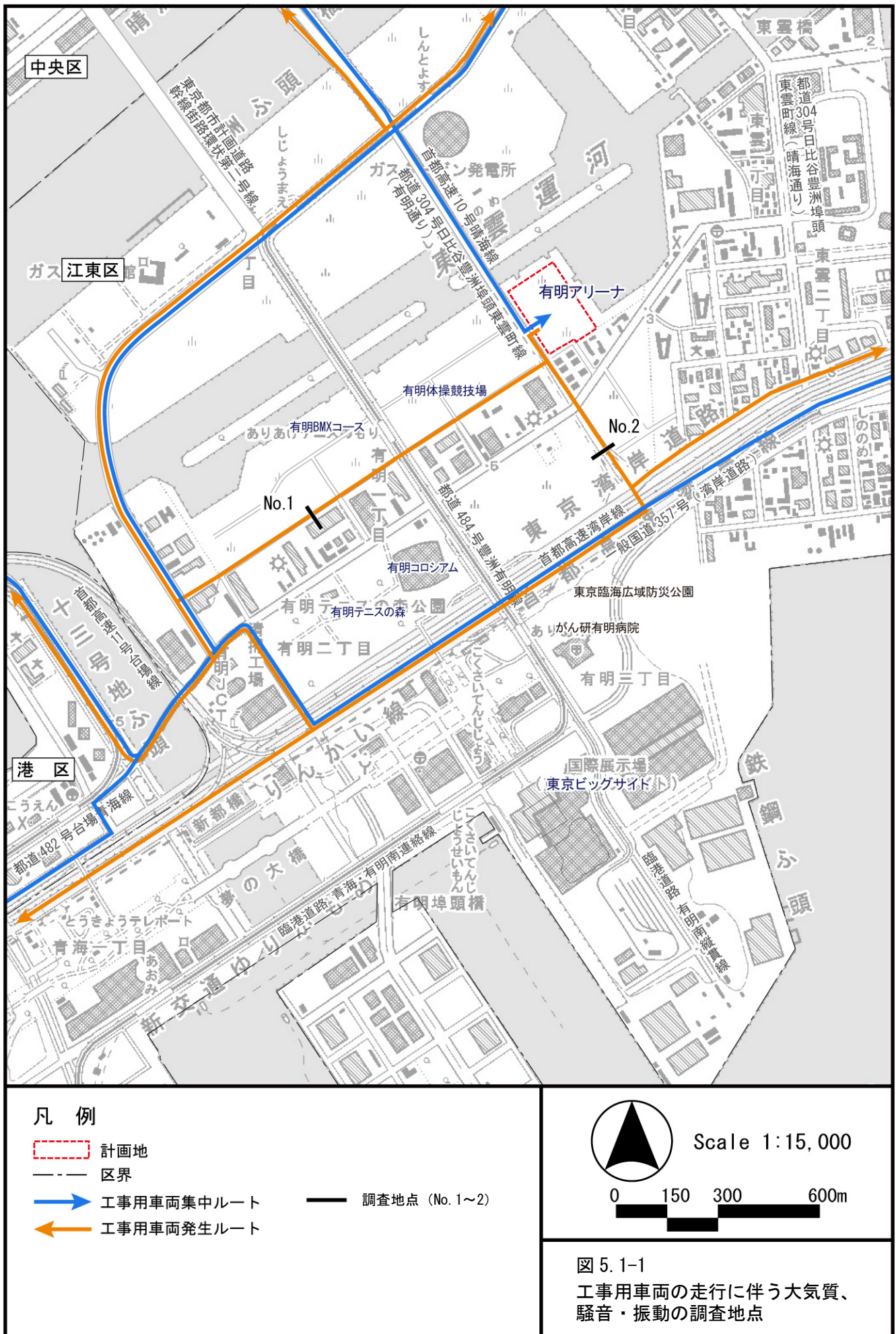
調査手法は、表 5.1-2(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 5.1-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

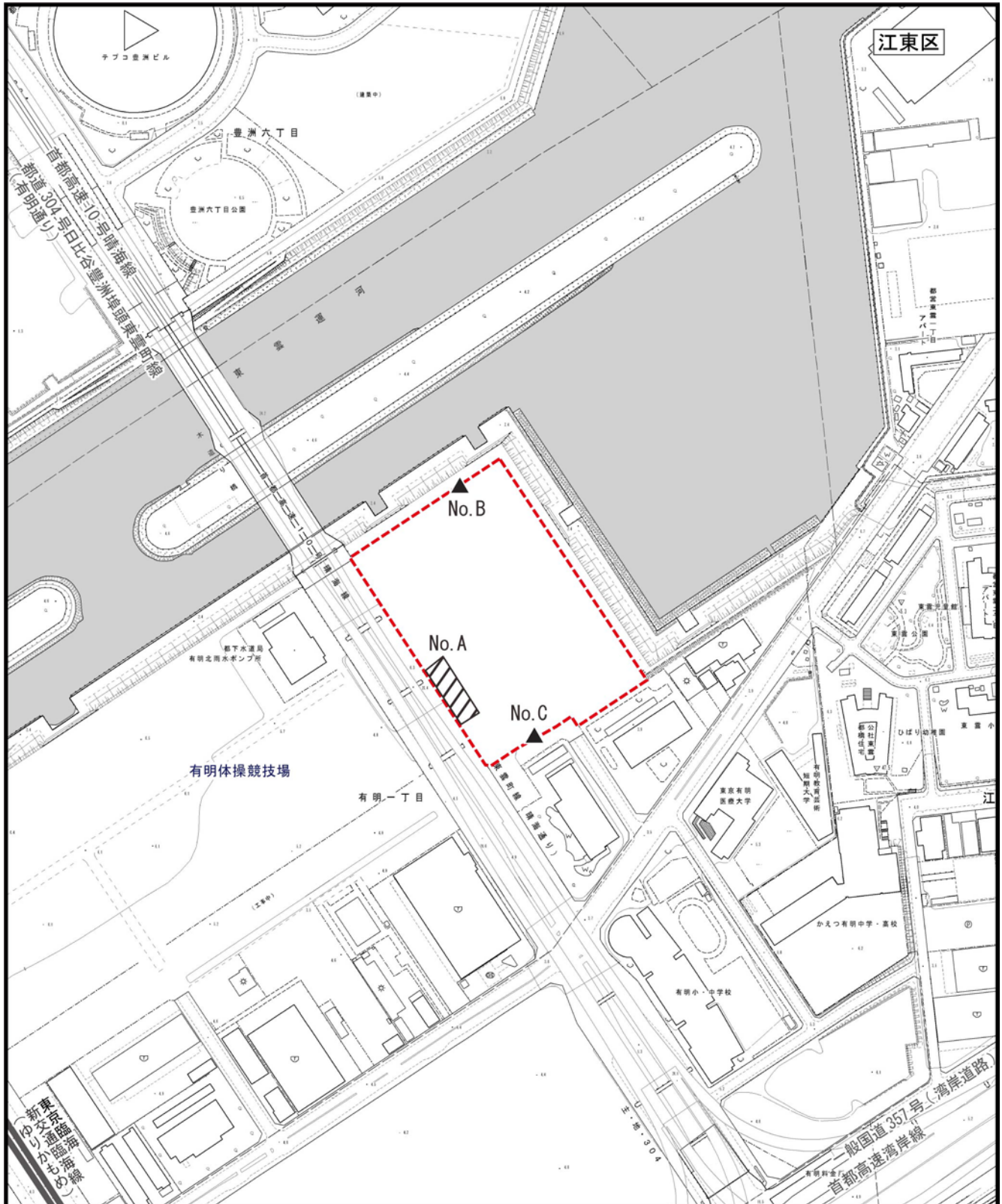
調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後12か月目)とする。	建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時点(準備工事着工後6か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1週間とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況、バックグラウンド濃度の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。	
		【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。	【建設機械の稼働状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事の施工中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1に示す地点No.1～2)とする。	予測により求められた最大濃度着地点付近とし、計画地南西敷地境界付近1地点(図5.1-2に示す地点No.A)とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局とする。	
		【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1に示す地点No.1～2)とする。	【建設機械の稼働状況】 計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	

表 5.1-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査手法	予測した事項	◎ 二酸化窒素 ・ No. 1～2 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 既存資料並びに工事用車両台数の整理による方法とする。	◎ 二酸化窒素 ・ No. A 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環境庁告示第38号)に定める方法(JIS B 7953))及び簡易測定法(PTIO法) ・ No. B、C 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 ・ No. A 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環境庁告示第25号)に定める方法(JIS B 7954)
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)の観測値の整理による方法とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大气汚染常時観測局の観測値の整理による方法とする。	
		【工事用車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。 【一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	【建設機械の稼働状況】 現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	



注)工事用車両の走行ルートは今後変更の可能性がある。



凡 例

計画地

東京臨海新
交通臨海線
(ゆりかもめ)



二酸化窒素公定法・簡易法
浮遊粒子状物質調査地点 (No. A)



二酸化窒素簡易測定法
調査地点 (No. B, C)

注) 図に示した範囲の中で、現地の状況を
考慮の上、適切な位置で調査を行う。



Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図 5.1-2
建設機械の稼働に伴う
大気質の調査地点

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-3 に示すとおりである。

表 5.1-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度
予測条件の状況	・ 気象の状況(風向・風速) ・ バックグラウンド濃度の状況 ・ 熱源施設の状況(施設の種類、諸元等)
ミティゲーションの実施状況	・ 燃料には排気ガス中の汚染物質濃度が低い都市ガスを用いる計画である。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.1-4 に示すとおりである。

表 5.1-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1週間とする。
	予測条件の状況	【気象の状況、バックグラウンド濃度の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。
		【熱源施設の状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地内とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台（風向、風速、雲量及び日射量）とする。
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局とする。
		【熱源施設の状況】 計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	関連資料（施設の種類、諸元等）の整理・解析による方法とする。 ^{注)}
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台（風向、風速、雲量及び日射量）の観測値の整理による方法とする。
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局の観測値の整理による方法とする。
		【熱源施設の状況】 関連資料（施設の種類、諸元等）の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

注) 熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素の大気中における濃度は、寄与濃度及び寄与率が小さく、かつ、予測・評価結果は環境基準を下回っていることから、予測条件とした熱源施設の稼働状況及び熱源施設排気口における窒素酸化物濃度（関連資料）に基づき推定する。

5.2 生物の生育・生息基盤

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・約4,797m²の範囲に地上部緑化を行う。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・2階歩行者デッキ上に緑化を行い、敷地北側と南側に壁面緑化を行う計画として - いる。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考として、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-3 に示すとおりである。

表 5.2-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・約4,797m²の範囲に地上部緑化を行う。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・2階歩行者デッキ上に緑化を行い、敷地北側と南側に壁面緑化を行う計画として - いる。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考として、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.3 生物・生態系

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26 年 5 月 東京都環境局)等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・約4,797m²の範囲に地上部緑化を行う。 ・歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により約2,359m²の緑地面積を確保する計画としている。 ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は、今後整備される有明親水海浜公園(仮称)との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-3 に示すとおりである。

表 5.3-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26 年 5 月 東京都環境局)等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・約4,797m²の範囲に地上部緑化を行う。 ・歩行者デッキ上に緑化を行うとともに、敷地北側と南側に壁面緑化により約2,359m²の緑地面積を確保する計画としている。 ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。 ・植栽樹種は、今後整備される有明親水海浜公園(仮称)との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-4 に示すとおりである。

表 5.3-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.4 緑

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約4,308㎡、建築物上緑化面積約2,332㎡、接道部緑化延長約223m）を満たす地上部緑化約4,797㎡、建築物上緑化約2,359㎡、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・植栽樹種は、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		工事の終了後とする。
調査期間	予測した事項	工事終了後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	工事終了後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-3 に示すとおりである。

表 5.4-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約4,308m²、建築物上緑化面積約2,332m²、接道部緑化延長約223m）を満たす地上部緑化約4,797m²、建築物上緑化約2,359m²、接道部緑化約235mを植栽する計画としている。 ・東京湾岸に生育可能な植物による緑環境の形成を行う計画としている。 ・植栽樹種は、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26 年 5 月 東京都環境局）等を参考として、計画地に適した樹種を選定する。 ・地上部緑化として、高木、中木等を植栽する。 ・計画地の南東側に周辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・植栽樹種は、今後整備される有明親水海浜公園（仮称）との調和や連続性を意識し、計画地に適した樹種を選定する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-4 に示すとおりである。

表 5.4-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.5 騒音・振動

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 5.5-1(1) 調査事項(東京 2020 大会の大会開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 ・ 建設機械の稼働に伴う騒音 ・ 建設機械の稼働に伴う振動
予測条件の状況	・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間、稼働位置)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 資材の搬入に際しては、走行ルートの限定、規制速度を遵守する等安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。 ・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、可能な限り計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動に低減に努める。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。 ・ 計画地周辺において同時期に行われる事業の事業者との情報共有を行う。 [建設機械に対するミティゲーション] ・ 低騒音型建設機械を採用する。 ・ 仮囲い(高さ3m)を設置する計画である。 ・ 周辺に著しい影響を及ぼさないように、可能な限り工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。 ・ 建設機械の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。 ・ アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。 ・ 建設機械の稼働にあたっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。 ・ 騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。 ・ 詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するような建設機械の機種や配置となるよう計画するとともに、その稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。 ・ 建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。 ・ 環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。 ・ 工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。 ・ 工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。

表 5.5-1 (2) 調査事項(東京 2020 大会の大会開催前)

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況 (つづき)	[工事用車両及び建設機械に関する保全のための措置] ・騒音・振動に関する住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。 ・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

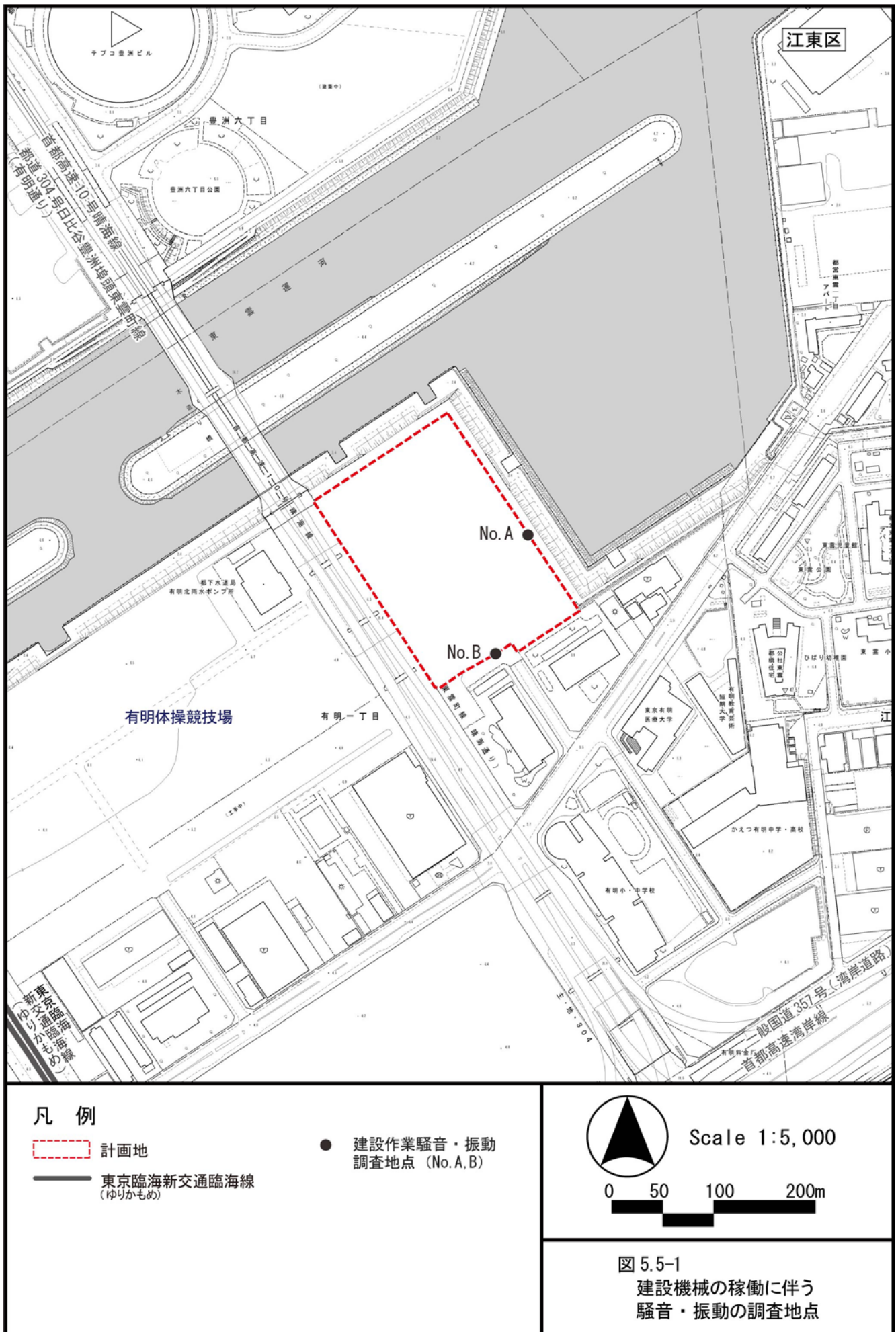
調査手法は、表 5.5-2(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5.5-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う道路交通騒音	工事用車両の走行に伴う道路交通振動
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後12か月目)とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.35参照))に示す地点No.1～2)とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.35参照))に示す地点No.1～2)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める方法(JIS Z8731)に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル： L_{Aeq})を測定する。	「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に定める測定方法(JIS Z8735)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	

表 5.5-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査時点		建設機械の稼働による騒音が最大になると予想される時点(準備工事着工後 6 か月目)とする。	建設機械の稼働による振動が最大になると予想される時点(準備工事着工後 6 か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な 1 日の内、建設機械の稼働時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音及び振動が最大になると予測される地点(No. A)及び住居等が存在する計画地南東側で建設機械の稼働に伴う騒音及び振動が最大になると予測される地点(No. B)とする(図5.5-1参照)。	
	予測条件の状況	計画地とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。	
調査手法	予測した事項	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8731)及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・建設省告示第1号)に準拠し、騒音レベルの90%レンジの上端値(L_5)を測定する。	「都民の健康と安全を確保する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	



5.6 景観

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-1 に示すとおりである。

表 5.6-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 圧迫感の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 形態を工夫し素材感のある外壁とする。 ・ 必要天井高さに合わせた反りのある断面形状とするほか、建物低層部の素材をガラスとし上部の素材と分け、より軽やかな印象に設えることで周囲への圧迫感を軽減するよう周辺の環境に配慮する。 ・ ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 ・ 通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ。 ・ 地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー（緩衝帯）となる緑地を整備する。 ・ 建物外観は水辺の開放な景観にあわせた白色系の色彩計画とするなど、水辺と緑及び周辺の建物と調和し、明るく清涼感のある印象となるよう配慮する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.6-2(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 5.6-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
調査時点		施設完成後とする。	
調査期間	予測した事項	施設完成後とする。	
	予測条件の状況	施設完成後とする。	
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後とする。	
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の 5 地点(図5.6-1に示す地点No. 1～5)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	

表 5.6-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		圧迫感の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		施設完成後とする。	
調査期間	予測した事項	施設完成後とする。	
	予測条件の状況	施設完成後とする。	
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後とする。	
調査地点	予測した事項	予測地点と同様の 1 地点(図5.6-2に示す地点No. a)とする。	予測地点と同様の 5 地点(図5.6-1に示す地点No. 1～5)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	天空写真を撮影し、形態率を算出する方法とする。	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-3 に示すとおりである。

表 5.6-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 ・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度 ・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・ 圧迫感の変化の程度 ・ 緑視率の変化の程度
予測条件の状況	・ 計画建築物の状況(配置、形状、高さ等) ・ 緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・ 形態を工夫し素材感のある外壁とする。 ・ 必要天井高さに合わせた反りのある断面形状とするほか建物低層部の素材をガラスとし上部の素材と分け、より軽やかな印象に設えることで周囲への圧迫感を軽減するよう周辺の環境に配慮する。 ・ ボリュームの小さいサブアリーナを南側とし、メインアリーナを北側とすることで、敷地南側の近隣マンションへの圧迫感を軽減する。 ・ 通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成し、公園・水辺へと緑をつなぐ。 ・ 地上部の高木、中木、低木の植栽、建築物上及び壁面緑化により、南西側交差点部から有明親水海浜公園（仮称）まで緑を連続させる広がりのある緑地や南側周辺住環境に配慮した、バッファー（緩衝帯）となる緑地を整備する。 ・ 建物外観は水辺の開放な景観にあわせた白色系の色彩計画とするなど、水辺と緑及び周辺の建物と調和し、明るく清涼感のある印象となるよう配慮する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

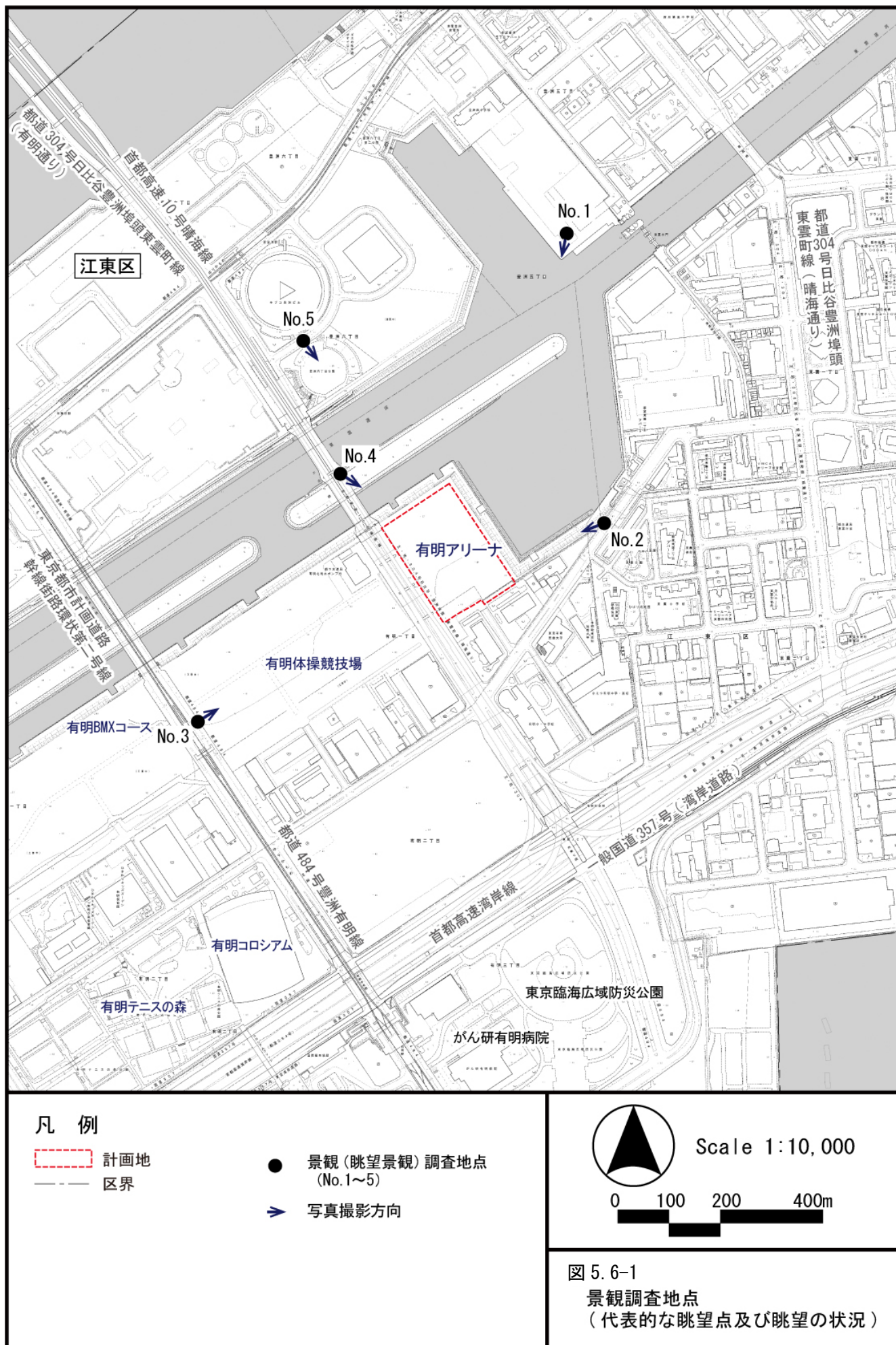
調査手法は、表 5.6-4(1) 及び(2) に示すとおりである。

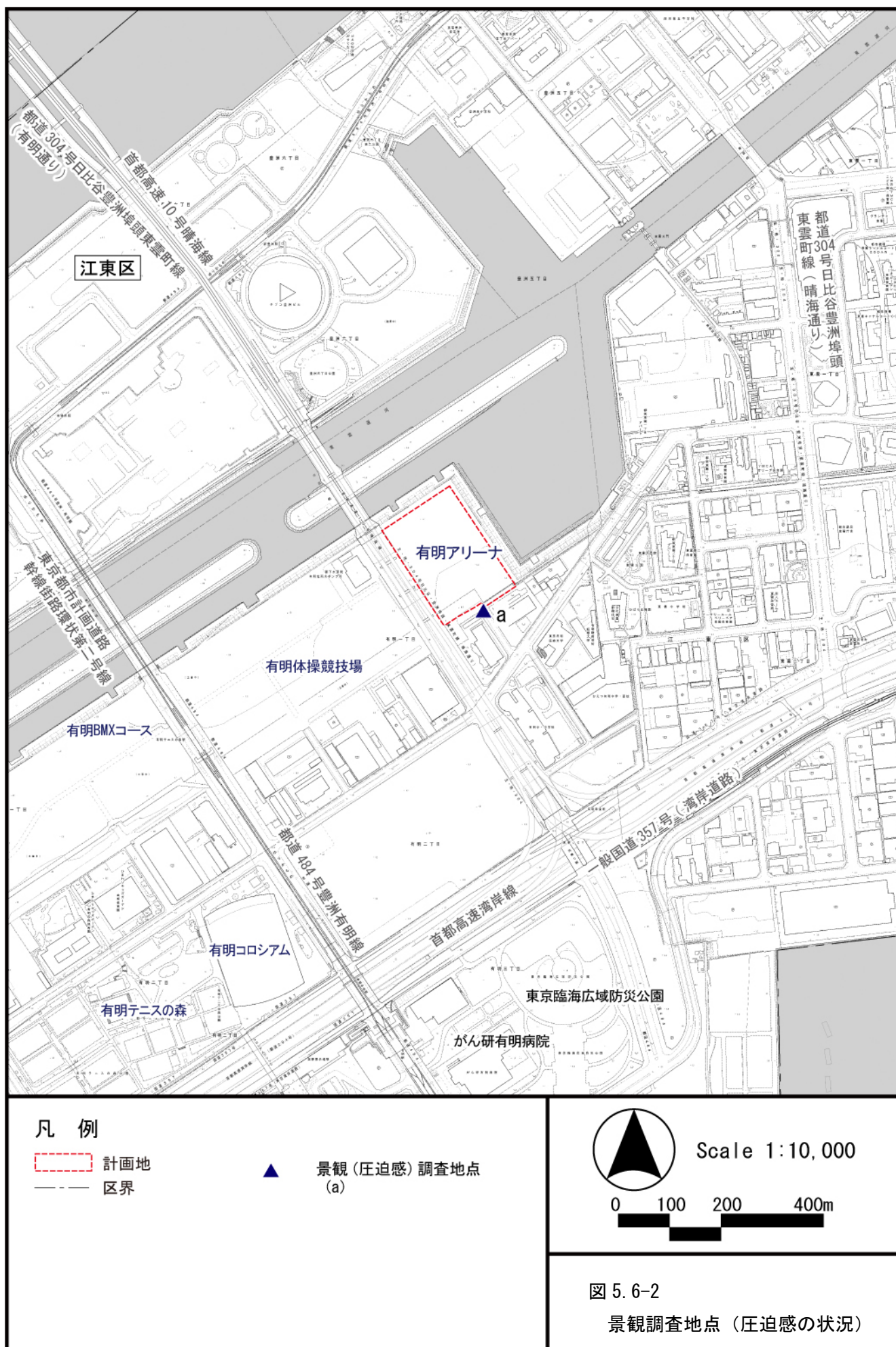
表 5.6-4(1) 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
調査時点		東京2020大会開催後とする。	
調査期間	予測した事項	東京2020大会開催後とする。	
	予測条件の状況	東京2020大会開催後とする。	
	ミティゲーションの実施状況	東京2020大会開催後とする。	
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の5地点(図5.6-1に示す地点No. 1～5)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。	
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	

表 5.6-4(2) 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		圧迫感の変化の程度	緑視率の変化の程度
調査時点		東京2020大会開催後とする。	
調査期間	予測した事項	東京2020大会開催後とする。	
	予測条件の状況	東京2020大会開催後とする。	
	ミティゲーションの実施状況	東京2020大会開催後とする。	
調査地点	予測した事項	予測地点と同様の1地点(図5.6-2に示す地点No. a)とする。	予測地点と同様の5地点(図5.6-1に示す地点No. 1～5)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	天空写真を撮影し、形態率を算出する方法とする。	現地調査(写真撮影)及び評価書の予測結果と比較する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理による方法とする。	





5.7 自然との触れ合い活動の場

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-1 に示すとおりである。

表 5.7-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	・計画地の南東側に周辺住環境に配慮した緩衝帯となる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・計画地東側に建設予定の有明親水海浜公園（仮称）へつながる歩行者通路を整備する計画である。 ・工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画である。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。 ・計画地東側に整備される有明親水海浜公園（仮称）との一体的な利用が図られるよう、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報共有に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-2 に示すとおりである。

表 5.7-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-3 に示すとおりである。

表 5.7-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・計画地の南東側に周辺住環境に配慮した緩衝帯となる緑地を形成し、隣接して交流広場を整備することにより、広がりのある緑地を形成する計画としている。 ・計画地東側に建設予定の有明親水海浜公園（仮称）へつながる歩行者通路を整備する計画である。 ・計画地東側に整備される有明親水海浜公園（仮称）との一体的な利用が図られるよう、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報共有に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-4 に示すとおりである。

表 5.7-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.8 歩行者空間の快適性

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.8-1 に示すとおりである。

表 5.8-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・緑の程度 ・歩行者が感じる快適性の程度
予測条件の状況	・気象の状況 ・周辺土地利用条件
ミティゲーションの実施状況	・都としてアクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全を図る。 ・都として、都道の快適性を向上するため、大会会場周辺の既存街路樹について、樹形を大きく仕立てる剪定を計画的に実施していく。 ・都としてその他の都道の街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく。 ・計画地内における植栽や壁面緑化等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。 ・有明親水海浜公園（仮称）側は、公園と繋がりを持った緩やかな斜面景観の形成を図るほか、緑の連続性に配慮する。

2) 調査地域

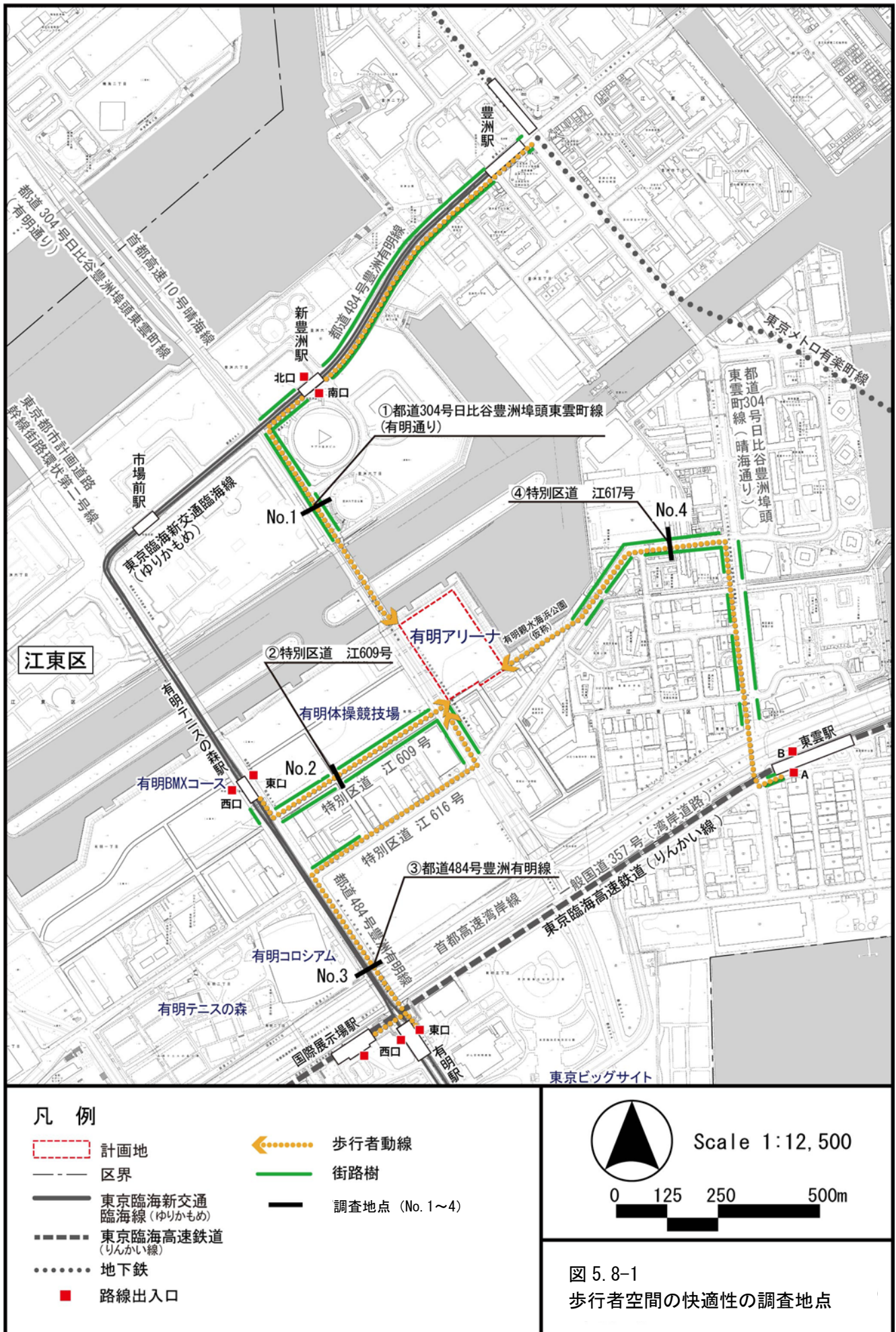
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.8-2 に示すとおりである。

表 5.8-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		緑の程度	歩行者が感じる快適性の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。	
調査期間	予測した事項	供用開始後の夏季とする。	
	予測条件の状況	供用開始後の夏季とする。	
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図5.8-1参照)。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における4地点(図5.8-1に示すNo.1～4)とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における4地点(図5.8-1に示すNo.1～4)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	予測地点と同様の公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路上における4地点(図5.8-1に示すNo.1～4)とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	既存資料及び現地調査により、暑さ指数(WBGT)の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。	



5.9 水利用

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.9-1 に示すとおりである。

表 5.9-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・水の効率的利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・雨水利用設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・メインアリーナ及びサブアリーナの屋根に降る雨水を集水し、雨水利用のための貯留槽へ貯留後ろ過処理し、トイレ洗浄水、植栽灌水等に再利用する計画とする。 ・節水型大便器、トイレの擬音装置、節水型小便器、自動水栓等を設置する。 ・利用者に対する節水を周知するなど、より一層の水使用量の削減に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.9-2 に示すとおりである。

表 5.9-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		水の効率的利用への取組・貢献の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.10 廃棄物

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-1 に示すとおりである。

表 5.10-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 工事の実施状況
ミティゲーション の実施状況	・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 基礎工事等における建設泥土については、減量化に努め、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減する。 ・ 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・ 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・ 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-2 に示すとおりである。

表 5.10-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-3 に示すとおりである。

表 5.10-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・施設の利用者数
ミティゲーションの実施状況	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・イベント等の開催時において発生する廃棄物については、各事業者が「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理」を行う必要があるため、イベント等の開催事業者への十分な周知を行い、開催事業者が処理・処分を行うように調整する。 ・産業廃棄物が発生した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東京都廃棄物条例に基づき、収集・運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-4 に示すとおりである。

表 5.10-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.11 エコマテリアル

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-1 に示すとおりである。

表 5.11-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・環境物品調達方針
ミティゲーションの実施状況	・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルの採用を検討する。 ・一部木造化・木質化を計画している。 ・資材の搬入、副産物の搬出にあたっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・大会組織委員会が調達する木材を対象とした「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努める計画である。 ・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップで確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.11-2 に示すとおりである。

表 5.11-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.12 温室効果ガス

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.12-1 に示すとおりである。

表 5.12-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
予測条件の状況	・ 省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーションの導入を予定する。 ・ 太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・ 太陽光発電設備は、デジタルサイネージ設備と連携して、発電量の見える化による環境配慮・省エネへの取り組みを啓発するシステムとする。 ・ 都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画（コージェネレーション）とする。 ・ 蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・ 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 ・ 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を計画する。 ・ 設備を更新する場合には、より高効率な機器の採用を検討する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.12-2 に示すとおりである。

表 5.12-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		温室効果ガスの排出量及びその削減の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気・ガス使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.13 エネルギー

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.13-1 に示すとおりである。

表 5.13-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・エネルギーの使用量及びその削減の程度
予測条件の状況	・省エネルギー設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーションの導入を予定する。 ・太陽光発電設備は、受変電設備との系統連系により、発電電力を施設電力として利用する計画とする。 ・太陽光発電設備は、デジタルサイネージ設備と連携して、発電量の見える化による環境配慮・省エネへの取り組みを啓発するシステムとする。 ・都市ガスを燃料とする系統連系可能な常用発電機を設置し、排熱を100%有効利用する計画（コージェネレーション）とする。 ・蓄電池システムにより、太陽光発電電力を夜間にも有効に活用する計画とする。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を検討する計画とする。 ・設備を更新する場合には、より高効率な機器の採用を検討する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.13-2 に示すとおりである。

表 5.13-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		エネルギーの使用量及びその削減の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理又は電気・ガス使用量の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.14 土地利用

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.14-1 に示すとおりである。

表 5.14-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・未利用地の解消の有無及びその程度
予測条件の状況	・土地利用の状況
ミティゲーションの実施状況	・「有明北地区まちづくりガイドライン」に基づき、計画地の北側を有明北地区の賑わい形成に寄与するスポーツ・文化ゾーン、南側を日常的なスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置付けるとともに、計画地北側及び東側に建設予定の有明親水海浜公園（仮称）と連携したゾーン形成を行う。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.14-2 に示すとおりである。

表 5.14-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		未利用地の解消の有無及びその程度
調査時点		施設完成後とする。
調査期間	予測した事項	施設完成後の適宜とする。
	予測条件の状況	施設完成後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	施設完成後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.15 安全

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.15-1 に示すとおりである。

表 5.15-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・危険物施設等からの安全性の確保の程度 ・移動の安全のためのバリアフリー化の程度 ・電力供給の安定度
予測条件の状況	・計画地周辺の危険物施設等の状況 ・施設内及び最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路におけるバリアフリー施設の状況 ・電力供給施設の状況
ミティゲーションの実施状況	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）及び東京都福祉のまちづくり条例に適合した施設計画とする。 ・都としては「2020年に向けた実行プラン」において、2020年までに「競技会場周辺等の都道のバリアフリー化」が完了する計画である。 ・保安用電源、非常電源、予備電源の確保を目的とした灯油を燃料とする非常用発電機設備を設置する。 ・非常照明予備電源、受変電制御・表示用の直流電源設備を設置する。 ・「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」において順次設定されている基準等を踏まえた整備等を行う。

2) 調査地域

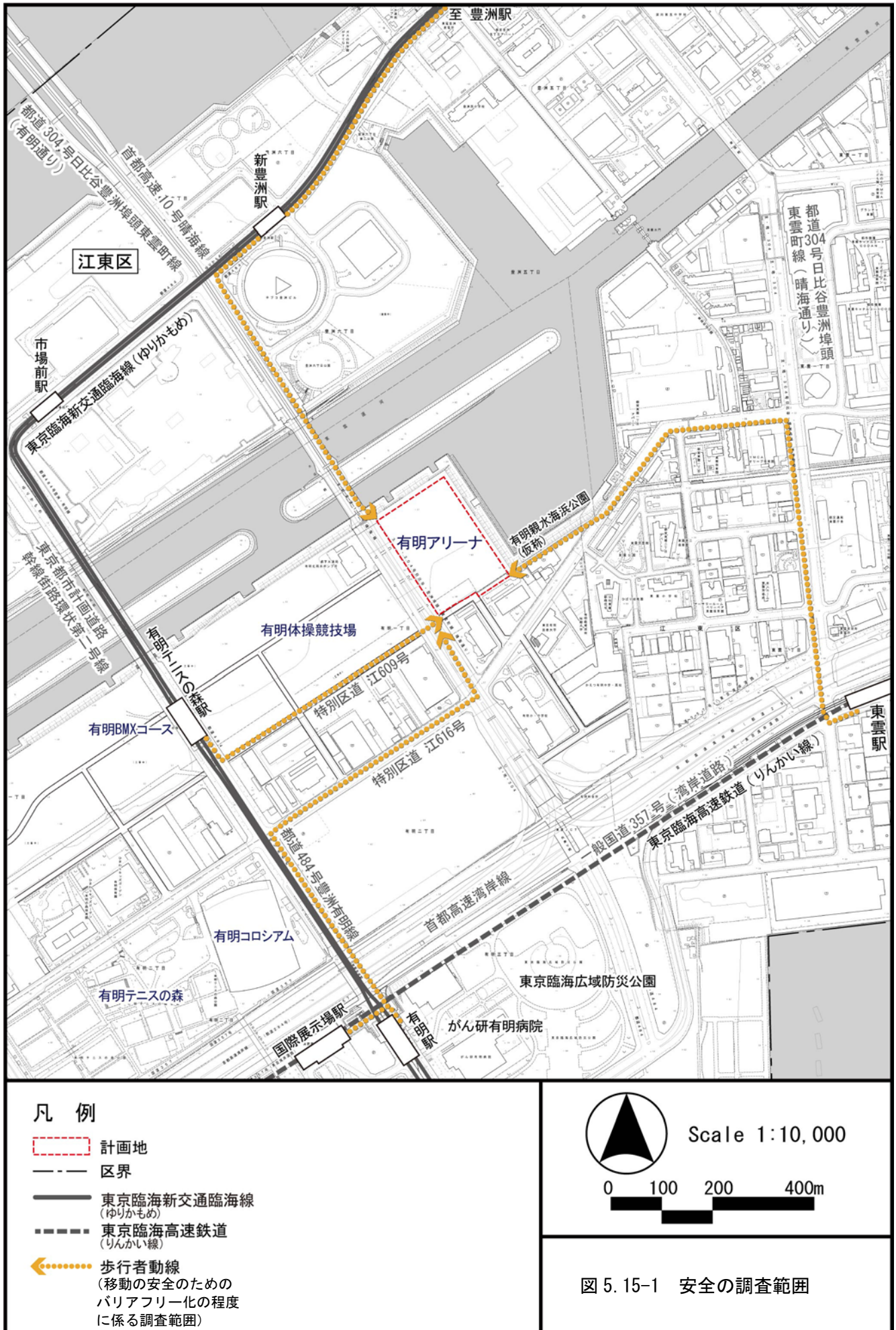
調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.15-2 に示すとおりである。

表 5.15-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		危険物施設等からの安全性の確保の程度	移動の安全のためのバリアフリー化の程度	電力供給の安定度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。		
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。		
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。		
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。		
調査地点	予測した事項	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地周辺とする。	計画地及び公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路とする(図 5.15-1 参照)。	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理とする。	現地調査(写真撮影)及び関連資料の整理とする。	関連資料の整理とする。



5. 16 消防・防災

(1) 東京 2020 大会の開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5. 16-1 に示すとおりである。

表 5. 16-1 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・耐震性の程度 ・津波対策の程度 ・防火性の程度
予測条件の状況	・耐震設備の状況 ・津波対策の状況 ・防災設備の状況
ミティゲーションの実施状況	・建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に準拠する耐震基準・防火基準を満たした計画とする。 ・災害時の避難経路は、評定機関（防災性能審査委員会 避難安全検証部会）等との協議を踏まえながら、非常時でも迷わず避難できるよう計画する。 ・本事業は、帰宅困難者対策として、東京都「帰宅困難者ハンドブック」に準じて物資を備蓄する計画（備蓄物質数量は検討中）とする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5. 16-2 に示すとおりである。

表 5. 16-2 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		耐震性の程度 津波対策の程度 防火性の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.17 交通渋滞

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.17-1 に示すとおりである。

表 5.17-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
予測条件の状況	・工事用車両の走行の状況 ・一般車両の状況
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画とする。 ・朝・夕の周辺交通量が多くなる時間帯には、極力工事用車両の走行を控える。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する。 ・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する。 ・工事用車両の走行ルートは、有明北地区の他の会場等の建設も踏まえ、交通渋滞による影響を軽減するため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。 ・計画地周辺において同時期に行われる事業の事業者との情報共有を行う。 ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画の作成に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.17-2 に示すとおりである。

表 5.17-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後12か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.35参照))に示す地点No.1～2)とする。
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の2地点(図5.1-1(p.35参照))に示す地点No.1～2)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	予測条件の状況	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.18 交通安全

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.18-1 に示すとおりである。

表 5.18-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
予測条件の状況	・アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、一般国道357号線（湾岸道路）を利用する。 ・工事用車両の走行ルートは、通学路に指定されている特別区道 江615号及び616号を利用しない。また、登校時間（7：30～8：30）においては都道304号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）の計画地南側に近接する交差点からかえつ学園西交差点までの区間を利用せず、登校中の児童の交通安全に配慮する。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 ・計画地周囲の歩道等を占有する工事を行う場合には、交通整理員の配置等を計画する。 ・工事用車両の走行にあたっては、安全走行を徹底する。 ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する。 ・計画地周辺において同時期に行われる事業の事業者との情報共有を行う。 ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化及び交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画の作成に努める。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.18-2 に示すとおりである。

表 5.18-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.19 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 土壌

計画地は平成 18 年に埋立が完了した埋立地に位置しており、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はなく、有害物質又は有害物質により汚染された土壌を埋立てた経緯はない。

今後、土壌汚染関連の届出及び工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。

(2) 史跡・文化財

計画地は平成 18 年の埋立完了後は未利用地であり、計画地内に史跡・文化財は存在しない。

また、計画地は、平成 18 年に埋立が完了した埋立地に位置しており、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。

5.20 フォローアップ報告書の提出時期

フォローアップ報告書の提出時期及び内容は、表 5.20-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5.20-1(1) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催前）

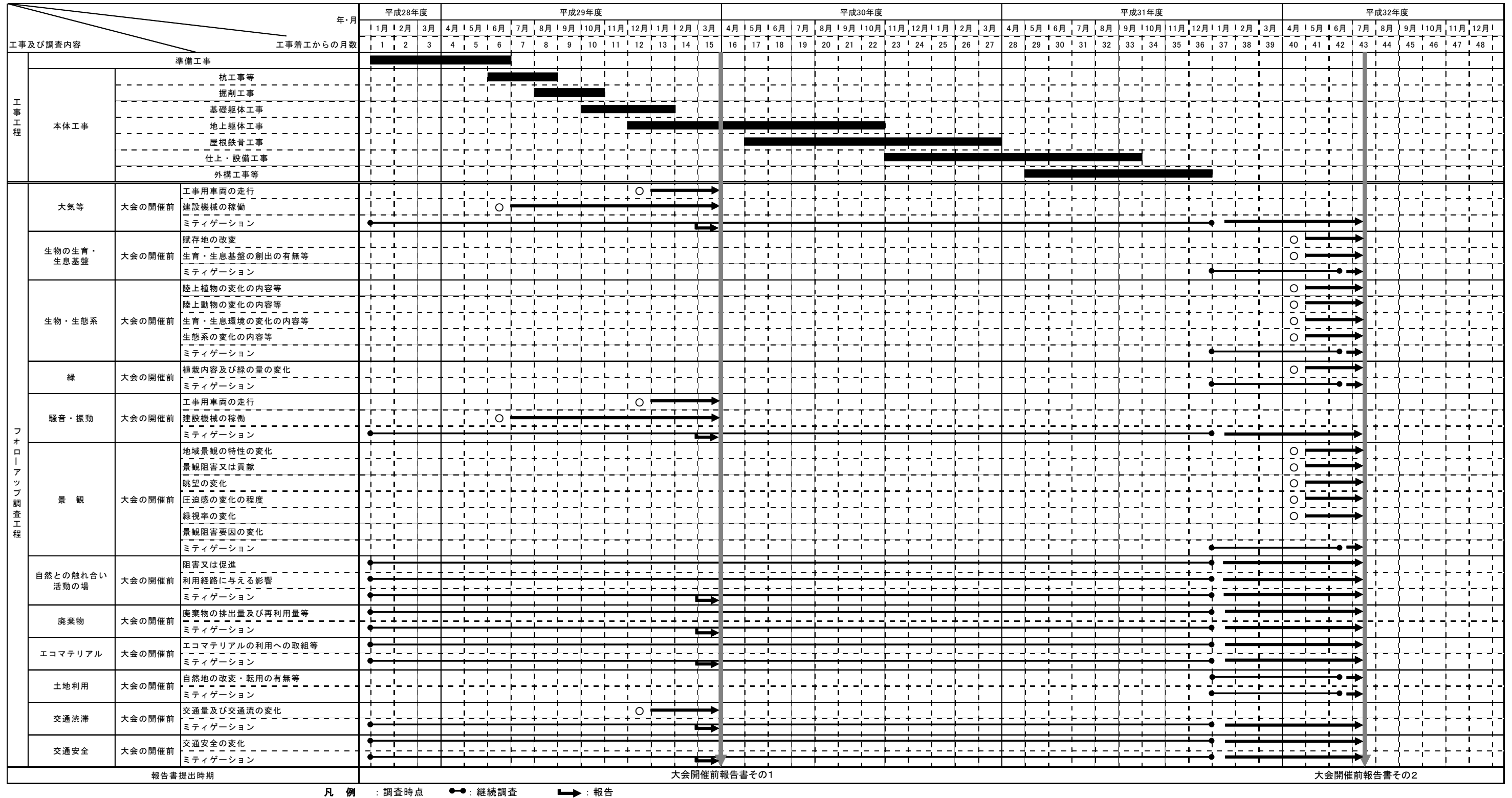
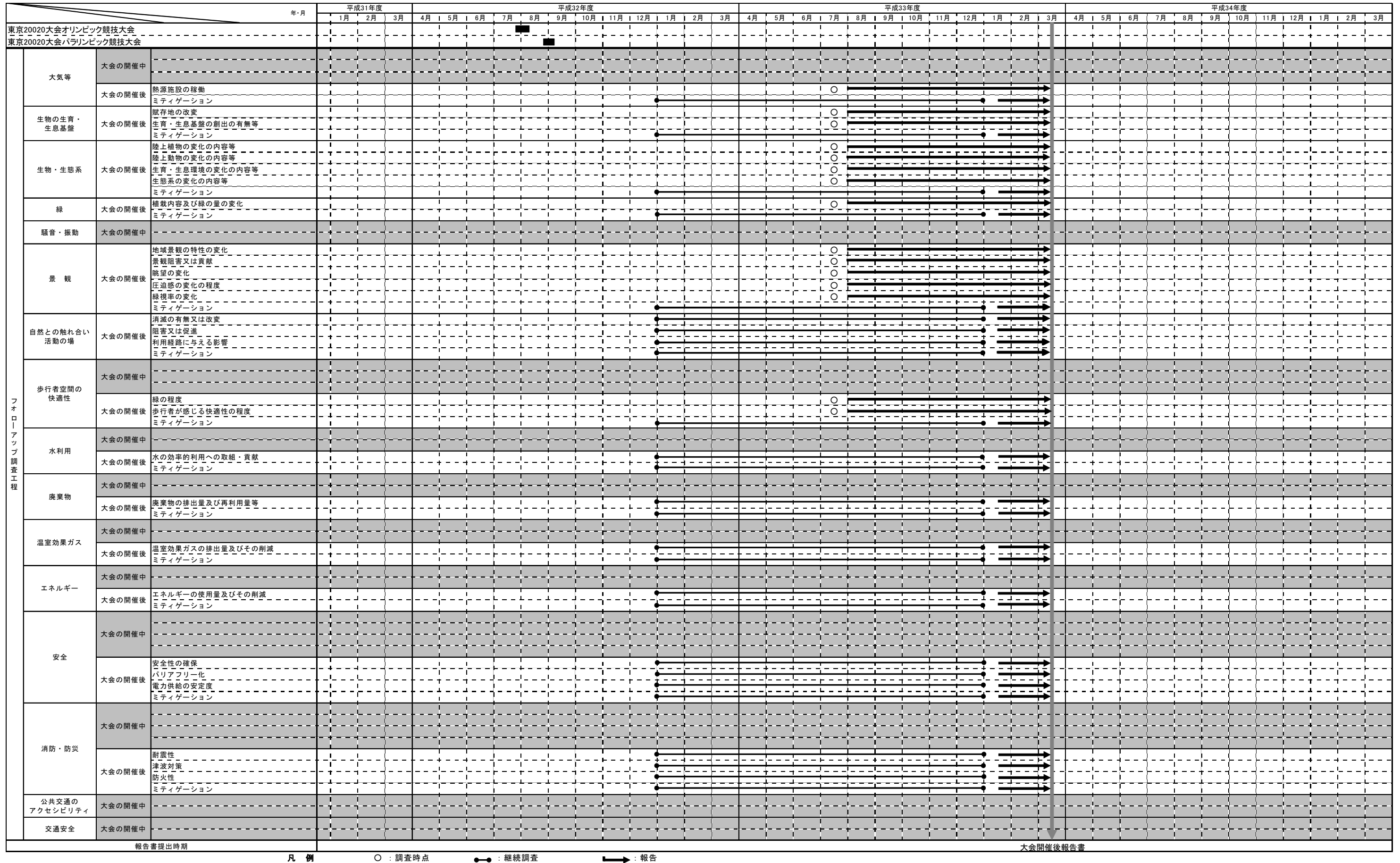


表 5. 20-1 (2) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催中及び開催後）



6. その他

6.1 実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

有明アリーナの実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 有明アリーナの実施段階環境アセスメント及びフォローアップの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 28 年 2 月 15 日
意見を募集した日	平成 28 年 2 月 15 日～平成 28 年 3 月 30 日
都民等の意見	3 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 28 年 5 月 17 日
環境影響評価書が公表された日	平成 29 年 1 月 10 日
フォローアップ計画書が公表された日	平成 29 年 1 月 11 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として、意見募集を実施した。

6.2 調査等を実施した者の氏名及び住所並びに調査等の全部又は一部を委託した場合にあっては、その委託を受けた者の氏名及び住所

〔作成者〕

名 称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

〔受託者〕

名 称：日本工営株式会社

代表者：代表取締役社長 有元 龍一

所在地：東京都千代田区九段北一丁目 14 番 6 号

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用したものである。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（28都市基交第100号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

平成 29 年 1 月発行

登録番号 (27) 38

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

フォローアップ計画書

(有明アリーナ)

編集・発行 東京都オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部調整課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03(5320)7737

内容についてのお問い合わせは上記へお願いします。

